

令和2年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年9月15日
開催年月日 令和2年9月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時01分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	11	林 春政
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
3	高橋 満	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
7	小埜 一博		第1区域 中井 孝志
8	山口 俊司		第2区域 野村 五郎
9	染野 嘉明		第3区域 染野 亘志
10	宮澤 史明		第4区域 齊藤喜久夫

○遅刻委員 なし

○欠席委員

4 久保田穂積

議事参与者 事務局長 玉川 真 主査 赤坂 里美
主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請6件について
- (3) その他
 - ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。雨で足元の悪い中、大変ご苦労さまでございます。

急に涼しくなりましたね。暑い時期に調査をいただいて、大変ご苦労さまでした。何となく、だんだん遊休農地が増えているような感じがします。大変ご苦労さまでございました。

まだ、コロナが勢いよく、大変な身近に迫ってきているような感じがします。早くこの病気を退散させないと、なかなかいろいろな経済の面とか、我々の仕事の面にも非常に響いてきております。そういうことを願うわけでありませけれども。

また、今日、7件ということで件数は多いんですけども、なるべくみんなのご協力をいただいて、スムーズに会議が進みますようよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をよろしく願います。

座って失礼します。

ただいまの出席委員は12名です。定足に達しましたので、これより会議を開きます。

本日、欠席の届けが久保田穂積さんよりありましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名をします。

5番、櫻井汪委員、6番、須賀勤委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないものと認めます。

よって、議事録署名人に5番、櫻井汪委員、6番、須賀勤委員を指名します。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件についてを議題といたします。

農地法第4条番号1、————氏より許可申請があった進入路への転用について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 先月同様に今月の農業委員会においても、コロナウイルス感染拡大防止への取組として会議時間短縮のために、議案資料と事務局説明を文書化したもの、事前に送付させていただきました。委員の皆様には事前にお目通しをお願いしておりますので、事務局の口頭説明につきましては省略させていただきますので、ご不明な点等ありましたら質疑応答で対応いたしますので、事務局の説明は以上となります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 18日に浅見さんと現地確認に行きました。ここは、今は機屋さんじゃないんですけども、村通織物という織物をやった会社なんですね。それで、進入路が狭いので、自分の土地なものだから勝手にやっちゃったと言うとおかしいかもしれないけれども、自分でやって広げておいたということです。

以上です。

○議長 久保田穂積委員が欠席でございますので、事務局の説明をよろしくをお願いします。

○事務局 久保田穂積委員欠席のため、事務局からご説明させていただきます。

今月の16日に私と久保田穂積委員とで現地を確認させていただきました。久保田穂積委員からは、近所でも何か昔から道として認識されているような状態であって、隣接の農地も自己所有の農地で、影響はないと思いますので、転用もやむなしかなと思いますというご意見をいただいております。

事務局からは以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請6件について

○議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請6件について議題とします。

農地法第5条番号1、———氏所有の農地を———

——司氏が太陽光発電設備設置へ転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号につきましても、議案資料と事務局説明文書を事前に送付させていただきましたので、事務局の説明につきましては省略させていただきますので、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 これも18日に浅見さんと現地確認に行きました。場所は、長瀬交番のところに北側に入ってコスマックという会社があるんだけど、その真ん中を北へ向かって50メートルぐらいかな、行ったところにある土地になります。それなりにこの辺はいい場なんだけれども、近所にうちがあるから、何か太陽光は角度を変えれば周りに影響がなくてできそうなので大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 今、中井さんがお話したとおりでございますので、ほかに説明はございません。

○議長 小埜一博委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号2、———氏所有の農地を———氏が住宅用地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 こちらにつきましても、事務局の口頭説明につきましては省略させていただきます

ので、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進職員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 では、場所を言います。長瀬幼稚園から西に50メートルぐらいのところにある土地なんですが、これは、その娘が帰ってくるので、それに使うそうです。あれは何号線だっけ、土地。町道73号線と90号線が交わったところの角地です。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

1番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○1番堀口榮一委員 1番、堀口です。

9月18日、事務局の浅見さん、それから推進委員の中井さんと立ち会ってまいりました。場所は、先ほど中井さんから説明がありましたように、長瀬幼稚園の西側にある場所で、町道73号線、90号線の交差する角地に当たります。

母屋の庭畑に住宅を建てるということで、写真1をちょっとご覧いただきたいと思います。写真1の右側のほうに写っているのが、車の奥ですね、ここが母屋でございまして、その前の西側寄りに建てるということでございまして、支障はないものと考えております。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 1番、堀口榮一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号3、———氏所有の農地を———氏が敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 こちらにつきましても、事務局の口頭説明につきましては省略させていただき、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 これも18日に現地確認に行ってきました。場所は、長瀬郵便局の南東100メートルぐらいのところにある土地で、町道何号線だか分からないけれども、角地にある土地で、公図にあるようなところが申請に出ているところです。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 7番、小埜でございます。

今、中井さんが言ったとおりなんですけれども、ちょっとこの部分は、本当に細い土地を町に譲渡する予定だったんですけれども、それが何かよく分からないんですけれども、できなくなってしまって転用ということなので、これは仕方がないことなのかなと思います。本当にほんの一部なんですけれども、多分、町が道路の拡張とかで譲り受けるという話だったのが頓挫したのではないかというふうに推測いたしますが、詳しくは分かりません。よろしく願いいたします。

○議長 以上で説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○議長 では、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号4、———氏所有の農地を———氏が住宅敷地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 こちらにつきましても、事務局の口頭説明につきましては省略させていただきます。

質疑応答で対応しますので、よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 これも18日に浅見さんと見に行ってきました。場所は、今は西武ホテルではないですけれども、元の西武ホテルから西側に100メートルぐらいですか、ある土地で、前の通りが少し狭いけれども、これをちょっと埋め立てて、幾らか土地を上げる必要はあると思います。周りにも何軒かうちがあつて、住宅地には大丈夫だと思います。よろしくお願

します。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 7番、小埜です。

今、中井さんの話のとおりでございますので、周りに結構住宅が建っている地区でございます。よろしく願いをいたします。

○議長 小埜一博委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号5、———氏所有の農地を———
———氏が駐車場へ一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 こちらにつきましても、事務局の口頭説明につきましては省略させていただき、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員の説明を求めます。

○中井孝志委員 これも18日に農業委員の堀口さんと事務局の浅見さんと3人で行って来ました。これは去年もやったんですが、今年も、もみじ公園に来る車のために道路が混まないように使用されていることなんです。もみじ公園から150メートルぐらい西に行ったところの土地です。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

1番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○1番堀口榮一委員 1番、堀口です。

18日、事務局の浅見さん、推進職員の中井さんと立ち会ってまいりました。場所は、長瀬幼稚園の北側にありまして、町道88号線に接している農地でございます。先ほど話があったように、ここは昨年も臨時駐車場に使用された土地で、除草管理もよくされております。周りも大変広いものですから、駐車場に一時的に使用しても支障ない、近隣への影響はないと考えております。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号6、————氏所有の農地を————氏が農地改良への一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 こちらにつきましても、事務局の口頭説明につきましては省略させていただき、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 これは袋というところにある高砂橋から北へ150メートルぐらいある土地で、何回か出ているんだけど、このあれは農地の改良工事をやろうとしております。何か、

多分、畑のかさを上げると思うんですが、大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 7番、小埜でございます。

今の中井さんのお話のとおりで、このところは農地として使用するということでありますので、問題はないというふうに思っております。

○議長 小埜一博委員の説明は終わりました。

続いて、本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 私、何点かあるんですけども、まず、説明資料、浅見さんが作っていただいた関係で、県の農林振興センター、あと県の環境事務所で取り扱っているほかの法令と何か内容が一部異なると書いてあるんですけども、具体的にこれは何なんですか。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

環境管理事務所のほうで引っかけたところが盛土条例のほうで、当初、農地のほうは3,000平米未満だったんですけども、盛土条例のほうは、ご実家を建て替える予定で、その部分の宅地部分も盛土する予定だったので、それを合わせてしまうと3,000平米を超えてしまうらしかったんですよ。

○齊藤喜久夫委員 面積の関係。

○事務局 そう、面積の関係です。

○齊藤喜久夫委員 分かりました。

それと、2点目なんですけれども、これ、さっき回した資料で若干分かった気がするんですけども、本人の住所の関係なんですけれども、譲受人のほうの住所が皆野町になっているじゃないですか。譲渡人のほうが富士見市になっていますよね。皆野町の人は息子さんなんですか。

○事務局 事務局から説明いたします。

譲渡人については、あくまで工事をする間の譲渡しという解釈で。

○齊藤喜久夫委員 売買するという事はないんですね。

○事務局 あくまで……

○齊藤喜久夫委員 分かりました。それは理解しました。

それと、悪いんですけれども、あと2つ。

もう一つは、農地改良による一時転用ってありますけれども、具体的にこれは農地じゃなくなっちゃうんだ、転用すると、改良すると。その辺の期間が9か月間というのがよく分からなかったんですけれども。

○事務局 事務局から説明をさせていただきます。

農地改良については、なぜ農地転用しなければならないかというのが、私も農林振興センターの職員から聞いたんですけれども、もともと大昔に農地改良するときに、変な業者が入ってきちゃって変な土を入れられちゃったりとか、そういう被害が多かったみたいなので。

○齊藤喜久夫委員 農地を農地のことにするんだから、いいと思うんですけども。

○事務局 いいと思うんですけれども、何か大昔にそういうあれがあったので、許可制度になってしまったという話らしいです。

○齊藤喜久夫委員 では、最後に、ちょっとこの農業を目指して、非常に長瀬町での農業が盛んになるのはいいんですけども、——もかけてジャガイモと何、ゴボウとかを作って、何年で元を取るか知らないけれども、ちょっとどっちかという、宅地造成しているんじゃないかと思うんですけども、そんなことはないんですか。

○事務局 ご本人さんのご意向では、ご実家に戻ってきて農業をやりたいというご希望があるみたいなんですよ。宅地でご実家を建て替えるに当たって、一緒に農地のほうもやっぱりかさ上げをしたい気持ちはあるみたい。

○齊藤喜久夫委員 自宅のほうの宅地が入ってなきゃ、真にやるのかなと思うけれども、何かこつけて宅地造成やっているんじゃないかって耳にしたんですけども。

○事務局 でも、もう、やりたい意向は強くあるみたいで、ヤギなんかも飼って放牧とかしたいとか。

○齊藤喜久夫委員 分かりました。すみません。以上です。

○議長 じゃ、高田さん、何かあったらどうぞ。12番。

○12番高田幸好委員 12番、高田です。

本事業について別に反対するわけじゃないんですけれども、ちょっと事務局にお聞きしたいと思います。

図面見ても全然分かりません。というのは、これ、今回の事業が1,800平米ですので、これに宅地を入れて、さらに自分で持っている隣接の農地があるわけですよ、右上に。大きさというか、下のほうへ。それだと、当然、3,000平米以上の土地になれば非常に広い土地

になる。それで、この在地の両側に町道が荒川に向かって両方ともあるんです。しかし、現地確認してみると、側溝すらあるわけじゃない。3,000平米の仕上がった土地に雨水が、あるいは家庭雑排水、そういうものが当然発生してくるわけですけども、これに対する排水の問題について、現地の近隣住民からもちょっと心配の声が寄せられています。その辺について、何か工事の内容の中で排水はこうだというふうなお話は聞いておられますか。

○事務局 排水の計画についてですね。

○12番高田幸好委員 はい。

○事務局 そこまで詳しい話は聞いていないんですけども、若干、道路部分からセットバックをするような形で計画をしているということは伺っております。町道側のほうに盛った土砂が、土砂というか耕作土ですか、が落ちないような計画にしてもらうようにはご案内しているようなところですね。

○12番高田幸好委員 多分、在地、セットバックしているんですよ。柴崎さんの住宅から、若干、先の図面を見るとセットバックしてあるんですけども、あの勾配で在地が平らになっている、出入りが全部下り勾配にあらかじめなっているというふうな中で、相当この排水路を考えていただかないと何かのときには大変じゃないかなというふうに、私自身も現地を見て思いますので、その辺について後のことを考えると心配になるので、排水について、若干、ご意見として申し上げていただければありがたいなというふうに思いますけれども。

○議長 委員会としてさ、そういうのを中村さんのところに本人に話してみたらいい、そういう話が出ていたというんで。

○事務局 農業委員会のほうからそういった意見が出ている旨はお伝えします。

○12番高田幸好委員 そういうことで、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ほかがございますか。

それでは、ほかに質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、10月の委員会日程ですが、10月の委員会は、26日月曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、10月26日月曜日午後1時30分からとしたいと思います。

事務局、他にございますか。

○事務局 事務局から、先月の農地転用状況のご報告をします。

農地法第5条の1件が、令和2年9月16日付で許可となりました。

また、話は変わってしまうんですけども、中止のあった令和2年度の農業委員、農地利用最適化推進委員の研修会の研修資材が埼玉県農業会議より今月届きましたので、届いた研修資材で各市町村で農業委員会で研修会をするように指導されていますので、研修会がDVDを見る研修になりますので、ちょっと会場がこの会場ではできないので、3階の大会議室、7月のときにやった会場で研修をしようかなと考えております。別の日程よりも農業委員会と同じ日にやってしまったほうがよろしいかなと思っていますので、農業委員会と前後する形で計画しております。

○議長 26日にやるのか。

○事務局 いや、来月、ちょっと会場が抑えられないので、12月の農業委員会の際に行おうと思っています。DVDが結構長くて、2時間半ぐらいかかって……、そうなんです、結構。別日程で行ってもいいんですけども、なかなか皆さんお忙しい中なので、それであれば。

○議長 夕方になるね。

○事務局 午後1時過ぎぐらいから、半日かけてやろうかなと……

○議長 去年の本庄に行く気になれば、同じようなもの。

○事務局 とは思いますので、ちょっとその辺についてはまた調整して、来月ご案内できればと思いますので、よろしくお願ひします。もちろん、休憩は途中でございますので、よろしくお願ひします。

事務局からは以上になります。

○議長 これで議長の職を解かせていただきます。誠にありがとうございました。

(午後2時01分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年9月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 櫻 井 汪

署名委員 須 賀 勤